

別記第6号様式（第8条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

豊島区入札監視委員会 平成29年度第2回定例審議会審議報告書（兼）議事概要

開催日時 ・ 場所	平成29年12月1日（金）午前10時00分～11時45分 豊島区役所8階 804会議室	
出席委員 (3名中3名出席)	外山 公美 委員長 亀山 勝敏 委員（委員長職務代理） 渡部 夕雨子 委員	
審議対象期間	平成29年4月1日 ～ 平成29年9月30日	
抽出案件	6件	備考
契約方式	一般競争入札 4件 ・工事①工事10号 街路灯改修工事（その1） ・工事②工事11号 街路灯改修工事（その2） ・工事③工事12号 街路灯改修工事（その3） ・工事④工事13号 街路灯改修工事（その4）	
	指名競争入札 1件 ・物品①委託32号 トイレ特別清掃作業請負	
	随意契約 1件 ・物品②地域生活定着支援事業業務委託	
審議案件	(1) 平成29年度上半期分の定例審議 ① 入札・契約手続きの運用状況について ② 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況について ③ 審議案件の抽出及び抽出案件の審議 ④ 談合情報報告 (2) 豊島区入札監視委員会の運営について	
委員からの意見 それに対する回答	意見	回答
	下表のとおり	下表のとおり
委員会による報告又は意見具申	・ 予定価格と落札額との乖離が大きい入札結果については、積算方法の研究を深められたい。 ・ その他については、適切な入札・契約手続きを確認した。	

(注) 報告書又は意見具申については、別途添付することができる。

委員からの意見・質問、それに対する回答等（概ね●は質問、▶は意見、○は回答を表す）

意見・質問	回答
<p>&lt;資料 1～5 について&gt;</p> <p>●土木工事の契約者に初めて見る社名がある。登録業者は増えているのか。</p> <p>●競争を高めるためには、業者の数が多い方がいい。豊島区の地域性として、土木工事は道路舗装工事が橋りょう工事くらい。トンネル工事、河川工事などがなく、工種が少ない。競争性を高めるには業者数を増やすべき。</p> <p>&lt;資料 6、審議案件の抽出理由について&gt;</p> <p>▶今回は、6 件の審議案件がある。このうち工事 4 件は一括して審議し、物品 2 件は 1 件ずつ審議する。当番委員から審議案件の抽出理由を説明してもらいたい。</p> <p>▶まず「街路灯改修工事（その 1）」から「街路灯改修工事（その 4）」だが、同時期に、同じ件名で、契約金額も同程度の電気工事が 4 件となっている。</p> <p>分割して発注した理由と、4 件とも共通して落札率が低くなっているため、その理由についても確認したい。</p> <p>▶次に、希望型指名競争入札、指名競争入札及び競争見積合せの 카테고리 から審議案件 1 件を選択した。</p> <p>本年 7 月の本委員会において、新区民センターの増築工事を審議した。その案件の質疑応答の中で、豊島区は「女性にやさしいまちづくり」に取り組んでおり、新区民センターの整備では、女性が利用しやすいパブリックトイレやフィッティングルームを充実させていくという説明があった。</p> <p>「委託 32 号 トイレ特別清掃作業請負」はトイレの改修、新築ではない。トイレは、はじめはきれいだが、その後の維持管理が不十分だとしだいに汚くなり、女性が利用しづらくなる。この契約によって維持管理面をどのように向上しようとしているのか、また、入札手続きが適正に実施されたのかを確認したい。</p> <p>▶最後に、随意契約の カテゴリ から審議案件 1 件を選択した。</p> <p>「地域生活定着支援事業業務委託」はプロポーザル方式で事業者を選定している。</p>	<p>○道路舗装工事の区内事業者の登録数に変動はない。</p> <p>○道路舗装工事は、区内・準区内事業者を優先して発注。一部で区外事業者の入札参加を認めることもある。</p>

入札監視委員会では、プロポーザル方式の契約を審議案件とするのは初めてと聞いている。選考過程がどのようなものであったか、また、福祉分野では支援の継続性は大切な視点だが、契約上、その点をどのように配慮しているのかも確認したい。

〈審議案件、資料 7-1 工事①工事 10 号街路灯改修工事（その 1）、工事②工事 11 号街路灯改修工事（その 2）、工事③工事 12 号街路灯改修工事（その 3）、工事④工事 13 号街路灯改修工事（その 4）について〉

●分割発注の理由と、共通して落札率が低い理由はどうか。

●補足説明はあるか。

●耐用年数 5 年ではサイクルが短く、そのため寿命の長い LED 化を図っているのだろう。LED なら消費電力は半分以下になる。

既存の街路灯は LED がほとんどない。毎年 1,280 基程度の改修では、齟齬が出る。それに

○同時期に改修すべき街路灯の数量が非常に多い。今年度は 1,280 基の改修予定があった。一度に発注したとして、この量を一人の責任者が工事監理するのは現実的ではない。

これまでの経験等から、1 回に 200 基程度の改修を発注するのが、効率的でスムーズに工事が進む。

○落札率が 50%前後になったのは、H28 年度から最低制限価格の設定をやめたため落札額が下がった。限られた予算の中で、多数の改修を進めることができ、ありがたい。

○区道の街路灯が 13,326 基。街路灯はメンテナンスをしっかりとやっても、風雨にさらされているため 5 年程度で劣化していくことになる。

今年 2 月に街路灯の維持管理計画を策定して、計画的に取り組むこととした。計画に基づき、毎年 1,280 基程度を改修すればうまくまわる。

昨年度までは 1 本 1 本現場を確認していた。今年度は発注方法を変更し、エリアを区分して発注することにした。短期間で効率よく改修工事が実施できる。

○上半期は「その 1」から「その 4」となっているが、下半期に「その 5」から「その 7」の発注がある。今年度は全部で 1,312 基の改修を実施する。

○物品の占める割合が高い工事ということで、昨年度から最低制限価格をはずした。そのことで、落札率が大きく下がった。

○齟齬が生じないように、今後も計画を精査して取り組んでいく。

ついてはどう考えているのか。

▶LED に替える前に、他の方法で高効率に改修した部分がある。そこは差し引いてよいだろう。そうであれば、さほど大きな齟齬にはならない。

●国交省通知で、予定価格積算の中で歩切りできない。一方、同じ型で一定数以上であれば、LED の調達価格は大きく低下してきている。落札率が下がった要因の一つだろう。

落札率が下がれば、予定価格と契約額の落差が大きくなり、予算の執行残となる。落差が生じた分で、次を発注して計画の前倒しをするのか、不用額として執行しないのか。

消費税が再来年に 8%から 10%に上がる。8%のうちなるべく発注したほうがよいと思うが、マンパワーとして執行体制がとれるのかどうか。

1 本 1 本特定していたものから、範囲を決めて性能発注のように変えたことで、発注方法は効率的になったのだろう。

●予定価格は、通常、都から資料提供を受けて積算することになるが、この件もそれになっているのか。

▶予定価格と落札額との乖離については、積算方法の研究を深められたい、との要望を付す。

<審議案件、資料7-2 物品①委託 32 号 トイレ特別清掃作業請負について>

●12 月 1 日の読売新聞朝刊に、日本の公衆トイレは数も内容も優れているとする記事があった。

○当面、水銀灯の撤廃が目標であり、監査委員からも早く改修するように指摘がある。

限られた人員の中で、精いっぱい、契約落差で次の工事を発注しているところ。

○予定価格は都の積算単価に準じて算出している。

○区内 133 か所の公園トイレ・専用公衆便所を H29 年度から 3 年間でリフレッシュさせる。場合によっては建て替える。そうは言っても老朽化したトイレ、汚いイメージが定着したトイレがある。

日常清掃とは別に、専門性の高い事業者による特別清掃を実施して、専用の薬剤、器具を用いて、既存のトイレを清潔で快適なトイレにしていきたい。汚い、暗いイメージの公衆トイレから明るい、誰もが好印象を持つパブリックトイレにもってきたい。

こういう取り組みをしている自治体は都内ではない。手探りの部分もある。まずは清掃効果が期待できる 30 か所をピックアップした。

受託した専門の事業者に調査をしてもらう。トイレ内のアンモニアの臭度、照明の照度などをより細やかに具体化して、客観的目線で診断する。診断結果をもとに、排水管清掃、尿石除去等の

<p>●「女性にやさしいまちづくり」との観点では、どのあたりになるのか。</p> <p>●取組みとしては画期的だと思う。復旧清掃、定期清掃を「必要に応じて実施」としている。 客観的な基準がないと、発注者と受注者との「必要に応じて」の判断が異なることにならないか。</p> <p>●清掃委託は、区職員が全部の作業に立ち合っているとは思えないが、実施したことの確認方法は課題である。 メイク直しだけのちょっとしたことでも、女性がトイレに入ろうと思えるようにする工夫も必要ではないか。 業界で何らかの基準があるなら、女性に好まれる傾向、嫌われる傾向をある程度把握していると思う。それらを区のトイレに活用できればよい。 築28年の公園トイレが対象になっている。建物はいいとしても、設備は耐用年数を大きく超えている。委託した中で「改修した方がいい」とする意見が、事業者側から出てくることもあるのか。</p> <p>●委託業務の対象トイレ30か所の中では、公園トイレが多く、専用公衆便所は4か所だけ。区内でのトイレの設置場所は、絶対数で公園トイレが多く、専用公衆便所は少ないということか。あるいは意識的に公園トイレを多くしたのか。</p> <p>▶各大学で、女子学生のためにパウダールームの設置に取り組んでいる。イメージ的に男子が多い大学も意識的に取り組んでいる。どういう状況でトイレを利用するのか、ニーズ・用途を考えていくこともたいせつだ。</p> <p>▶建設現場の女性比率が年々上昇している。大規</p>	<p>復旧清掃を実施する。</p> <p>また、日常清掃と重なる部分もあるが、定期清掃として便器・床・内壁・外壁・パーテーション・照明具・窓ガラス等に専門の薬剤等を用いて清掃のレベルアップを図る。</p> <p>効果について、利用者の意見も参考にしながら、今後につなげていくことにしている。</p> <p>○一般的に、女性は公衆トイレをあまり利用しない。暗い、汚いイメージ。女性に快適に利用してもらうことを視野に入れ、委託している。まず、臭い対策。少しでも好印象をもってもらいたい。</p> <p>トイレ清掃だけで「女性にやさしい」とするわけではなく、設計・デザインを工夫していくようなことも必要と考えている。</p> <p>○作業の順番として、まず受託者が調査を実施する。調査結果を踏まえ、専門的な指標に基づいて区職員のほうで何をやっていけば効果的かを判断する。</p> <p>「必要に応じて」は、調査結果を踏まえて回数等が決まるということ。</p> <p>○改修について助言をもらうことになっている。ほかに、「日常清掃の指導」も委託内容となっている。</p> <p>○本区では、公園トイレの数が専用公衆便所の数より圧倒的に多い。30か所中で専用公衆便所が4か所というのは、区内での割合を反映している。</p>
---	--

模な現場では女性用仮設トイレが用意されているが、中小の現場では男女兼用の仮設トイレになる。国交省から、そうした点の意識改革・改善についても通知が発出されている。発注している工事現場の環境にも配慮してもらいたい。

▶物品①については、入札・契約手続きは適切に実施されたと判断する。

<審議案件、資料7-3 物品②地域生活定着支援事業業務委託について>

○プロポーザル方式を選択した理由、ねらいは何か。

○継続的な支援という側面では。

●生活保護を担当している。最低限度の生活を保障するとともに、自立につなげる役割がある。

経緯としてH17.9に就労支援専門員支援事業を開始した。非常勤の専門員を雇用し、健康で、働くことのできる被保護者から就労の相談を受け、ハローワークに同行するなど、就職の支援を行った。その後徐々に事業を充実していき、H22.4にこの事業を展開した。

H17年度の都補助は10/10であったが、H27年度から補助率は2/3。

委託先の支援員が元路上生活者の施設や宿泊所での生活を月1回程度訪問する。生活状況の確認・見守りを行いながら、アパート探しや賃貸借契約の同行、アパート生活開始後の困りごとの相談や孤立防止など、生活が定着していくよう支援している。

H22年度からH25年度はNPO法人自立支援センターふるさとの会に委託、H26年度から中高年事業団やまて企業組合に委託。

●生活保護法の理解、支援の個別性・専門性が求められる事業。委託先を決めるには、価格競争だけではなく、個々の支援ができるための能力・実績を計る必要があった。

●結果は1者しか応募がなかったが、様々な事業者から新しい提案を求めるねらいもあり、プロポーザル方式とした。

●元路上生活者で、アパートなどでの定住が長期間ない方を支援する。複合的な問題を抱えた人が多く、金銭の使い方、食事、通院などを継続して支援しないと安定的な生活ができず、家賃を滞納することになって、また路上生活に戻ってしまうことになりかねない。

●単年度契約だが、H29～H31年度までの3年間は、問題がなければ随意契約としたい。3年後には、他の事業者からの提案の可能性が考えられ

▶29年度のこれまで半年間の実績は、75人の延べ利用があって、アパートに移行できたのは18人。単年度契約のため、アパートに移行できていない方はどうなるのか疑問があった。事業者が変わればやり方も変わる。支障も生じると考えたが、随意契約で支援の継続性を図るとのことで理解できた。

○単年度契約になっているが、長期継続契約なら5年間まで契約できるのではないのか。

○事業者を選んではいるが、この事業の核は支援員の質の確保。事業者と支援員の雇用関係、支援員の資格などはどうなっているか。区が求める水準は明示しているか。

委託業務の場合、委託先の事業者は替わってもスタッフが引き継がれることがある。

▶物品②については、入札・契約手続きは適切に実施されたと判断する。必要に応じて、プロポーザル方式についても審議対象としていく。

#### <資料8 談合情報報告書について>

▶この件については、本委員会の要綱上、委員会として意見具申するのではなく、各委員の意見を参考にしてもらうことになる。

▶区に捜査権はない。白黒を決着させるのは困難。疑義の程度に強弱はある。通報者の嫌がらせの場合もある。談合があってはならないが、現状、公共工事でも民間工事でも談合はさほどないのでは。報告内容は聞きおく。

るので、またプロポーザルを実施したい。

●長期継続契約なら継続性、金額などでメリットが生じることが考えられる。単年度契約としているのは、制度改正等の状況の変化に対応するため。単年度契約により、毎年、契約内容の修正・見直しができる。

●支援員の資格については、事業者からの提案で社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者が配置されている。

仕様書では、社会福祉士又は生活保護法などの専門知識を有する者の配置を要求している。

●本委員会の要綱第2条第5号に基づき、談合情報の取扱いについて報告、処理経過の要点を説明する。7月20日に談合情報が区に寄せられた。7月25日に第1回の談合情報検討委員会を開催し、寄せられた情報は調査に値するとの判断になった。

一部の事業者から積算内訳書の提出があったが、他の事業者は過去の入札結果を参考にして入札価格を決定しているとのことであった。

8月29日から9月5日までに、対象の事業者全部から事情聴取し、また、談合は一切ないとする誓約書の提出があった。

9月11日に第2回目の談合情報検討委員会を開催し、「談合があったとは断定できない」との結論になった。その後すぐに、公正取引委員会に書類を提出した。

- ▶談合情報検討委員会委員は内部職員ばかりだが、最終的に公正取引委員会に情報が行くので、第三者性では特に問題ないであろう。
- ▶この件は「報告を受けた」とする。
- ▶要綱を改正し、委員は意見を述べるようにしたらどうか。次回までに検討してほしい。

＜資料 9 豊島区入札監視委員会の運営について＞

▶監査委員から意見が寄せられ、事務局では委員会の開催回数を年 2 回から 3 回に増やしたいとの提案がある。

○監視効果を上げるとする監査の意見に対して、開催回数を 2 回から 3 回に増やすことだけでよいのか。

都の入札監視委員会のように、役割分担ができないか。

それから、審議案件を抽出する作業が全く監査委員に伝わっていない。しかしながら、当番委員が区役所に来て審議案件を選んでいる。

委員会の定足数は 2 人だから、当番委員 1 人ではなく、2 人以上の委員で、全体像を見て詳細に審議するのであれば、定例審議は 2 回ではなく 4 回になる。

▶委員会として、まず全体像を見て、よく審議したほうがよいと思われるものを選んで、それについては担当課に委員会に出席してもらう。一つの案として提案する。

○審議案件の抽出を委員会審議とすれば、集まる機会は 4 回に増えるから、委員会で入札・契約制度を検討する時間もつくれる。談合情報の報告、制度改正などの会と詳細審議の会を分ければ、審議対象の件数も増やせる。

●すでに条例上、本委員会は区の附属機関との位置づけがある。したがって次回の改正時に、名称を「設置要綱」から「運営要綱」に変更する。

●本年 9 月に定期監査報告書がまとまり、本委員会に対する監査委員の意見が寄せられた。

都の入札監視委員会は今年度に改正があった。入札契約制度を検討する部会と入札契約手続きの適正性を審議する部会の 2 つの部会ができた。監査の意見は、必ずしも都の委員会の改正と同じことを区に求めているものではないと理解している。

事務局では開催回数を年 2 回から 3 回に増加させることで、本委員会のチェック機能、意見具申の機会を充実させたいと考えている。それに伴い、当番委員の規定の修正も必要になる。

●審議内容がつぶさに監査委員に伝わっているわけではないだろう。

開催回数を増やすのはわかりやすい。単純に 1.5 倍になるわけではないが、審議の対象件数は増やすことができる。

入札制度について議論する時間も取れるようになるだろう。

●委員会審議に案件を抽出する過程を加えることは可能だ。抽出もたいせつな過程だが、実質的な審議対象を増やすことも行いたい。

●3 回にこだわらないが、審議対象とする案件を増やすことはしていきたい。

●監査の意見では、開催回数や委員数などの具体的なことには言及していないが、監査の意見、本委員会の意見を踏まえながら、何らかのアクション



<p>3 回に意味があるのか。</p> <p>○委員会の充実を考えるならば、委員数を増やす方法もあるのではないか。</p> <p>○現在でも機能は果たしている。3 回に分けるのではなく、上半期、下半期で分けるほうが合理的ではないか。</p> <p>▶仮に 3 回であるとすれば、上半期、下半期で審議して、改めて 1 年を通して審議できていなかった分を委員会で協議して審議するという方法もある。それぞれの当番委員の思いと違った見方がでてくることも考えられる。</p> <p>▶工事請負契約ならば、契約変更することが多い。改修工事ならば、設計内容と実際に着手したあとの現場状況とが異なっていたりすることがある。床などをはがしてみたら設計と違うことがでてくることもある。相殺して契約金額の変更には到らずとも、契約内容を変更している工事もある。</p> <p>予定価格 1 億 8 千万円以上の工事請負契約は議決案件だが、契約変更するとなると再議決が必要になる。工事はストップできない。その部分の問題点はどうなのか。</p> <p>適切な契約変更がなされているかといった視点、従来の委員会では審議できていなかった部分を審議することも考えられる。</p> <p>第 2 回目の委員会ときに第 3 回目の委員会の審議案件を決めればよい。審議方法はこれまでと大きく変更することはない。事務局の負担を考えても可能であろう。</p> <p>▶今年度は 3 月頃にもう 1 回委員会を開催する。これまで提案されたことを整理して、次回は委員会の運営について集中的に審議し、来年度の運営を決める。</p>	<p>ンはしていきたい。</p> <p>要領上「定例審議は概ね 4 か月に 1 回」となっていることもあって年 3 回を提案した。</p> <p>●委員数については次のステップで考えたい。</p> <p>●上半期と下半期では、年間契約や単価契約がある分、契約件数は上半期分が多くなる。上半期、下半期、年間契約・単価契約と分けて審議する方法も考えられる。</p>
--	--

事務局（担当課）	総務部契約課
委員以外の出席者	関係者 保健福祉部生活福祉課長、生活福祉課生活福祉担当係長 1 名、生活福祉課職員 1 名、都市整備部公園緑地課公園緑地担当係長 1 名、公園緑地課主査 1 名
	事務局 総務部長、総務部契約課長、契約課契約担当係長 2 名、契約課担当者 1 名
会議の公開の可否	公開・ <b>非公開</b> ・一部非公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の場合は、その理由	豊島区入札監視委員会設置要綱第5条第4項の規定により、原則として非公開。公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがあるため。
議事概要の公開の可否	<b>公開</b> ・非公開・一部非公開 ただし、公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがある場合等は非公開。
議事次第	1 開会 2 議事 (1) 平成 29 年度上半期分の定例審議 ① 入札・契約手続きの運用状況について ② 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況について ③ 審議案件の抽出及び抽出案件の審議 ④ 談合情報報告 (2) 豊島区入札監視委員会の運営について (3) その他 3 閉会
提出された資料等	資料 1 入札方式別発注契約総括表 資料 2 入札方式別発注契約一覧表【工事】 資料 3 入札方式別発注契約一覧表【物品】 資料 4 入札方式別発注契約一覧表【工事・物品】 資料 5 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況一覧表 資料 6 定例審議抽出案件一覧表 資料 7-1 定例審議抽出案件概要（工事①～④） 資料 7-2 定例審議抽出案件概要（物品①） 資料 7-3 定例審議抽出案件概要（物品②） 資料 8 談合情報報告書 資料 9 豊島区入札監視委員会の運営について
その他	次回の当番委員は置かない。 次回は、本委員会の運営について中心的に議論する。 次回の開催日時は、3 月頃を目途に日程調整し、後日決定する。